

<区域に関するお問い合わせ先一覧>

※設置規制区域は、関係法令において定める区域を設定しています。区域の確認については、各関係法令の所管部署へご確認ください。

	設置規制区域	法令所管(連絡先)	条文(参考)
1	地域森林計画に定める民有林の区域(森林法)	静岡県 中部農林事務所 森林整備課 (054-286-9066)	森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項に規定する地域森林計画に定める民有林の区域
	保安林(森林法)	静岡県 中部農林事務所 治山課 (054-286-9077)	森林法第25条第1項の規定により指定された保安林
		静岡市 森林経営管理課 (054-221-1627)	
2	地すべり防止区域(地すべり等防止法)	静岡県 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9317)	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
3	急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	静岡県 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9317)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
4	土砂災害(特別)警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	静岡県 静岡土木事務所 企画検査課 (054-286-9322)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の警戒区域
5	砂防指定地(砂防法)	静岡県 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9317)	砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地
6	鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)	静岡県 自然保護課 (054-221-2545)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき指定された鳥獣保護区のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定により定めた市街化区域を除く区域
7	自然公園の特別保護地区、特別地域(自然公園法、静岡県立自然公園条例)	静岡市 環境共生課 (054-221-1466)	自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の規定により指定された特別地域
			静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)第19条第1項の規定により指定された特別地域
8	南アルプスユネスコエコパークの核心地域、緩衝地域 (南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画)	静岡市 環境共生課 (054-221-1357)	南アルプス自然環境保全活用連携協議会が定める南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画に規定する核心地域及び緩衝地域
9	風致地区(都市計画法)	静岡市 緑地政策課 (054-221-1249)	都市計画法第8条第1項第7号の風致地区として静岡市風致地区条例(平成16年静岡市条例第96号)第5条の規定により告示した区域
10	農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律)	静岡市 農地利用課 (054-266-7234)	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の農用地区域
11	自然共生サイト (地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律)	生物多様性のための30by30アライアンス事務局 (自然環境局 自然環境計画課) (03-3581-3351(代表))	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(令和6年法律第18号)第9条第3項の規定により主務大臣が認定した増進活動実施計画に掲げる地域生物多様性増進活動の区域
			地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第11条第8項の規定により準用する第9条第3項の規定により主務大臣が認定した連携増進活動実施計画に掲げる連携地域生物多様性増進活動の区域 「自然共生サイト」認定実施要領(令和5年3月27日付け環自計発第2303272号環境省自然環境局長決定)第3条第2項の規定により環境大臣が認定した自然共生サイト
12	重点地区(景観法)	静岡市 景観まちづくり課 (054-221-1049)	景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定に基づき市長が定める静岡市景観計画に規定する重点地区
13	名勝三保松原及び名勝日本平の指定範囲(文化財保護法)	【日本平】静岡市 歴史文化課 (054-221-1066)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝及び天然記念物のうち、名勝三保松原及び名勝日本平として指定された範囲
		【三保松原】静岡市 三保松原文化創造センター みほるべ (054-340-2100)	
14	富士山-信仰の対象と芸術の源泉の構成資産三保松原の資産範囲、緩衝地帯 (世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)	静岡市 三保松原文化創造センター みほるべ (054-340-2100)	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づき作成される世界遺産一覧表に記載された富士山-信仰の対象と芸術の源泉の構成資産三保松原の資産範囲及び緩衝地帯